

# 国道8号敦賀歩行空間利用の手引き

(許可申請等手続きのご案内)



敦賀市の中心市街地を通る国道8号本町通りが2車線化されたことにより、新たに歩行空間が広がりました。「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出するため、この歩行空間を最大限にご活用ください。

この手引きは、空間内で行催事を実施する際に必要な手続きについて取りまとめています。また、安全かつ快適な歩行空間を保つため、ご利用いただく際のルールとマナーについても記載していますのでご確認ください。

令和6年1月1日更新



## 目 次

1. 空間利用の流れ	1
2. 港都つるがへの相談・内容確認	2
3. 各種申請手続き	3
4. 行催事開催に関する広報	9
5. 空間利用にあたってのルール及びマナー	10
6. 行催事終了後の対応	12
7. 利用可能な区間・ほこみちゾーニング	13

### (参考)

● 国道8号歩行空間占用等許可申請フロー	14
● 国道8号歩行空間利用に関するチェックシート	15

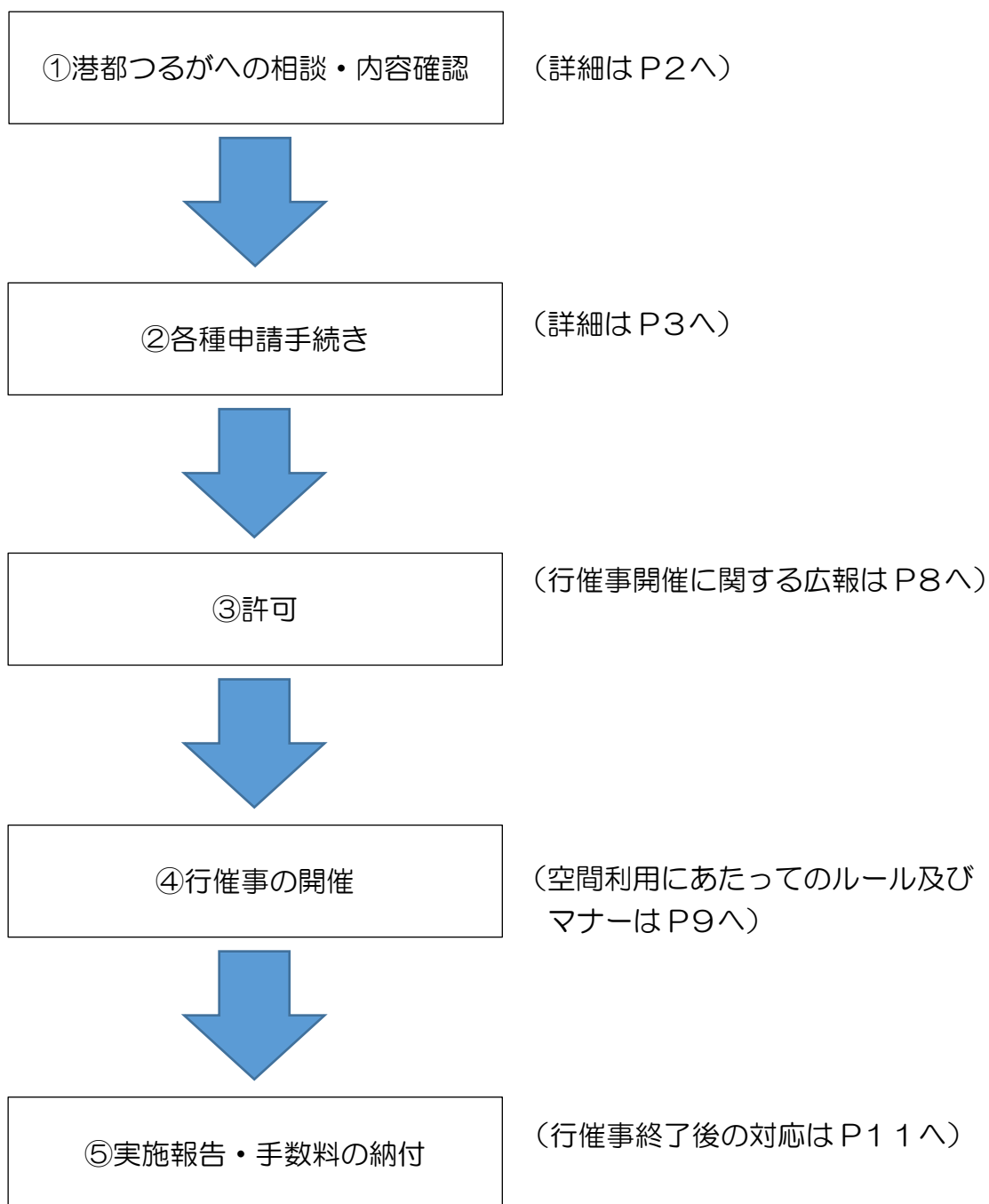
### (別紙：各種様式)

- 国道8号道路占用に関する協議書
- 国道8号道路占用に関する誓約書
- 道路占用許可申請書、道路占用概要書、位置図・平面図（通常のイベント占用）
- 国道8号利活用平面図（インフラ設備明記）

## 1. 空間利用の流れ

国道8号歩行空間の利用の流れは次のとおりです。

利用のご相談も含め、受付窓口はまちづくり会社「港都つるが株式会社」（以下、「港都つるが」という。）が行っています（敦賀市の委託業務）。



## 2. 港都つるがへの相談・内容確認

行催事の内容が実施可能なものかどうか、必ず「港都つるが」にご相談ください。

道路占用許可申請書の提出にあたっては、申請書に関する資料が整い、道路管理者にて申請書が受け付けられてから3週間は必要となりますので、企画段階からお早めにご相談ください。内容によっては、国との調整・確認に1か月以上要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

行催事の内容により、ほこみち制度による占用か、通常のイベント占用のどちらかに該当するかを判断し、必要な許可申請手続きについてご説明します。

行催事の内容により、道路占用以外で手続きを要する関係機関が異なりますので、ご注意ください。

### 【相談手段】

直接窓口にお越しいただくか、電話又はメールでも可

### 【確認事項】

- 企画概要（行催事名、代表者、連絡先、占用物件、参加者数規模等）
- 開催希望日時
- 開催希望箇所
- 附属施設の使用有無 等

※ご相談の際に、占用物件や利用図面等、具体的な内容が分かる資料等をご提示いただけますとよりスムーズに相談を行うことができます。

また、既に歩行者利便増進道路（ほこみち）制度による許可を得られている団体であっても、許可内容と占用場所・占用物件が異なる場合は、別途手続きが必要となりますのでご注意ください。



### 3. 各種申請手続き

国道8号歩行空間内で行催事を開催するにあたって、以下の許可申請手続きが必要となります。それぞれの書類の提出先・期限等が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。提出期限が過ぎてしまうと受け付けされませんので、余裕をもって手続きを行うようにしてください。

以下の手続き以外に、実施に際し、官公庁その他関係機関に関する必要な届出・申請等の手続きがある場合は、併せて手続きを行ってください。

また、申請に先立って、商店街理事長及び周辺の店舗等に対し、行催事の内容についてお知らせください。

#### (1) 歩行空間内に物件を設置しようとする場合

##### ● 道路占用許可申請書（ほこみち制度による占用）

道路上に物件を設置し、継続して道路を使用する場合には道路法第32条に基づく道路管理者の許可が必要。

【提出先】港都つるが株式会社（敦賀市受託者）

住 所：福井県敦賀市神楽町1丁目1-5

電 話：0770-20-0015

E-mail：info(at)minato-tsuruga.jp

※(at)を@に置き換えてください。

定休日：火曜（火曜祝日の場合は祝日の次の日）

営業時間：9時～17時

【提出書類】国道8号道路占用に関する協議書

国道8号道路占用に関する誓約書

年間計画書 ※様式は任意

位置図・平面図

占用物件の写真又はイメージ図

【許可までの処理期間】申請書に関する資料が整って、受け付けてから3週間は必要

【対象者】以下の全ての条件を満たす団体

- ・2者以上で構成されること
- ・定期的に行催事を開催すること
- ・商店街振興組合の同意を得ていること

【料 金】占用料全額減免

【備 考】道路管理者である国への申請手続きは、市が代行します。内容により、国の調整・確認に1か月以上要する場合がありますので、お早めにご相談ください。

● 道路占用許可申請書（通常のイベント占用）

道路上に物件を設置し、継続して道路を使用する場合には道路法第32条に基づく道路管理者の許可が必要。ただし、占用申請が可能な対象者は、敦賀市が支援するイベントの実施主体に限る。

【提出先】国土交通省近畿地方整備局

福井河川国道事務所敦賀国道維持出張所

住所：福井県敦賀市開町3-28-1

電話：0770-22-5166（直通）

E-mail：kkkr-ks-708601(at)mlit.go.jp（担当者あて）

※(at)を@に置き換えてください。

【提出書類】道路占用許可申請書

道路占用概要書

位置図・平面図

占用物件の写真又はイメージ図

その他敦賀市の支援を受けていることが分かる資料

【許可までの処理期間】申請書に関する資料が整って、受け付けてから3週間は必要

【占用申請対象者】敦賀市が支援（共催、後援、補助事業）するイベントの実施主体

【占用料】面積に応じて占用料がかかります。

【備考】内容により、国の調整・確認に1か月以上要する場合がありますので、お早めにご相談ください。

● 道路使用許可申請書

イベント等で道路を使用する場合には、道路交通法第77条に基づく所轄警察署長の許可が必要。

【提出先】敦賀警察署交通課

住所：福井県敦賀市木崎12-18-1

電話：0770-25-0110（代表）

【提出書類】道路使用許可申請書

道路使用の場所・方法等を明らかにした図面

その他必要な書類

※申請書は2部作成し提出してください。

※道路占用許可申請書一式を添付していただいても結構です。

【許可までの処理期間】申請書に関する資料が整って、受け付けてから1週間は必要

【料金】福井県証紙 2,300円を購入（申請書に添付）



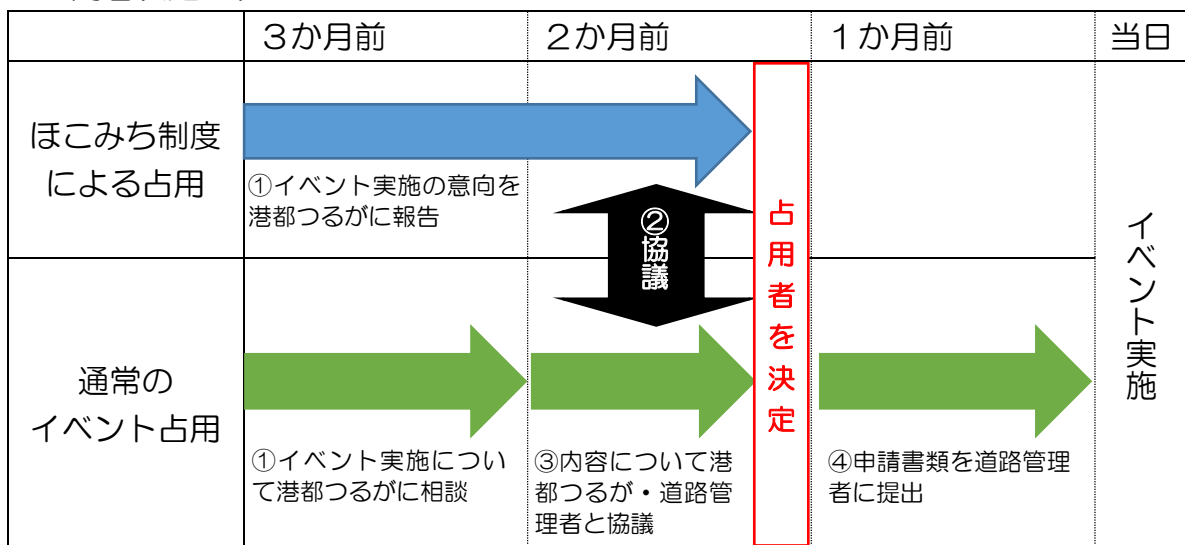
## ＜歩行者利便増進道路制度の特例区域での取り扱い＞

ほこみち制度による占有は、許可期間が最長5年となるため、その期間であればいつでも占有することが可能ですが、独占又は他の占有よりも優先されるものではありません。

特例区域内で、ほこみち制度による占有と通常のイベント占有の予定が重なる場合は、賑わい創出の相乗効果が最大化できるよう、実施主体同士で協議していただきますよう、ご理解、ご協力をお願いします。

ただし、イベント実施主体においてイベント開催告知や出店者の確保等を行われることを考慮し、以下のとおり期限を設け、占有者を決定することとします。

### ＜占有者決定スケジュール＞



#### ■ほこみち制度による占有対象者

- ①イベント実施予定日の1か月前までに、イベント実施の意向を港都つるがに報告する
- ②イベント実施の日時及び場所が同じとする通常のイベント占有の相談がある場合は、通常イベント占有の実施主体からの協議に応じ、その結果を港都つるがに報告する（イベント実施予定日の1か月前までに）。

#### ■通常のイベント占有対象者

- ①イベント実施予定日の2か月前までに、イベント実施について港都つるがに相談する
- ②イベント実施の日時及び場所が同じとするほこみち制度による占有が予定に入っている場合は、ほこみち制度による占有の実施主体と協議を行い、その結果を港都つるがに報告する（イベント実施予定日の1か月前までに）。
- ③上記②と同時並行して、イベント内容について港都つるが及び道路管理者と協議する
- ④上記②の協議結果を踏まえて、道路管理者へ占有申請書類を提出する（受付から許可までに3週間を要する）。



(2) 食品の調理・販売を行おうとする場合

ラーメン屋台やケータリングカー等、自動車に施設を設けて食品の調理・販売を行う場合には、自動車1台につき、食品衛生法第52条第1項に基づく営業所所在地管轄の都道府県知事の許可が必要。

【提出先】福井県嶺南振興局二州健康福祉センター生活衛生課

住 所：福井県敦賀市開町6-5

電 話：0770-22-3747

【提出書類】営業許可申請書

施設の図面（営業車内の設備の配置図）

水質検査結果（自家水使用の場合のみ）

食品衛生責任者の資格の写し

自動車検査証

その他必要な書類

【許可業種】

- ・ 移動店舗の場合 . . . . . 飲食店（移動店舗）の許可
- ・ 露店の場合 . . . . . 飲食店（露店）の許可
- ・ 露店（菓子）の場合 . . . . . 飲食店（菓子製造業・露店）の許可

【提出期限】申請先の福井県にご確認ください。

【料 金】福井県証紙を購入していただく必要があります。詳しくは福井県ホームページにてご確認ください。

【備 考】営業の施設の基準を満たした自動車を用意する必要があります（詳細は福井県ホームページにてご確認ください。）

(3) 火気器具等を取り扱う露店等を開設しようとする場合

縁日など多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を取り扱う露店やケータリングカー等を開設する場合には、催しを開催する所轄の消防署への届出が必要。

【提出先】敦賀消防署消防課

住 所：福井県敦賀市中央町2丁目1-2

電 話：0770-22-9990（代表）

【提出書類】露店等の開設届出書

露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図

【提出期限】行催事の実施日の3日前の日

#### (4) 電源設備の使用を希望する場合

国道8号歩行空間には、市で整備した電源設備があります。行催事において使用する場合は、港都つるがにて電源ボックスの鍵を貸し出しますので、行催事開催日の前日までに港都つるがまで手続きを行ってください。

【受付先】港都つるが株式会社（敦賀市受託者）

住 所：福井県敦賀市神楽町1丁目1-5

電 話：0770-20-0015

E-mail：info(at)minato-tsuruga.jp

※(at)を@に置き換えてください。

定休日：火曜（火曜祝日の場合は祝日の次の日）

営業時間：9時～17時

【手続き内容】港都つるがにて貸出簿に必要事項をご記入ください

【貸出期間】鍵は行催事開催日の前日までに受け取ってください。

行催事終了後は、速やかに返却してください。

【備 考】1ボックスにコンセント（2口）は4つ備え付けています。

※本町2丁目（敦賀海陸前）はコンセント（2口）が2つ。  
コンセント（2口）1つにつき、1500Wまで使用可能です。

使用後は、通線口用フタを必ずフタを閉めてください。



電源施設

(5) 上水道施設の使用を希望する場合

国道8号歩行空間には、市で整備した上水道施設があります。行催事において使用する場合は、港都つるがへの書類の提出が必要。(直接、上水道課に書類を提出することのないようご注意ください。)

【提出先】港都つるが株式会社(敦賀市受託者)

住所：福井県敦賀市神楽町1丁目1-5

電話：0770-20-0015

E-mail：info(at)minato-tsuruga.jp

※(at)を@に置き換えてください。

定休日：火曜(火曜祝日の場合は祝日の次の日)

営業時間：9時～17時

【提出書類】臨時・仮設メーター出庫願 ※使用者欄は記入しないでください  
位置図

【提出期限】原則、使用開始希望月の約30日前の日

【料金】水道メータにて算定

【備考】仮設メーターを希望される場合は、使用者自ら直接天筒浄化センター(福井県敦賀市天筒町5-9、0770-22-8144)へ取りに行ってください。なお、メーターの受け取り(返却)日時については、港都つるがから使用者に対しご連絡いたします。

(6) 下水道施設の使用を希望する場合

国道8号歩行空間には、市で整備した下水道施設があります。行催事において使用する場合は、港都つるがへの書類の提出が必要。(直接、下水道課に書類を提出することのないようご注意ください。)

【提出先】港都つるが株式会社(敦賀市受託者)

住所：福井県敦賀市神楽町1丁目1-5

電話：0770-20-0015

E-mail：info(at)minato-tsuruga.jp

※(at)を@に置き換えてください。

定休日：火曜(火曜祝日の場合は祝日の次の日)

営業時間：9時～17時

【提出書類】下水道施設使用に関する誓約書

公共下水道使用開始等届出書 ※届出者欄は記入しないでください

公共下水道一時使用届出書 ※届出者欄は記入しないでください

位置図

排水系統図

写真

容量計算書(様式第11号) ※水道水を持ち込む場合

除害施設の仕様書及び写真 ※除害施設を設置する場合

処分方法を記載した書類 ※除害施設を設置しない場合

【提出期限】原則、使用開始希望月の約 30 日前の日

【料 金】水道メータにて算定

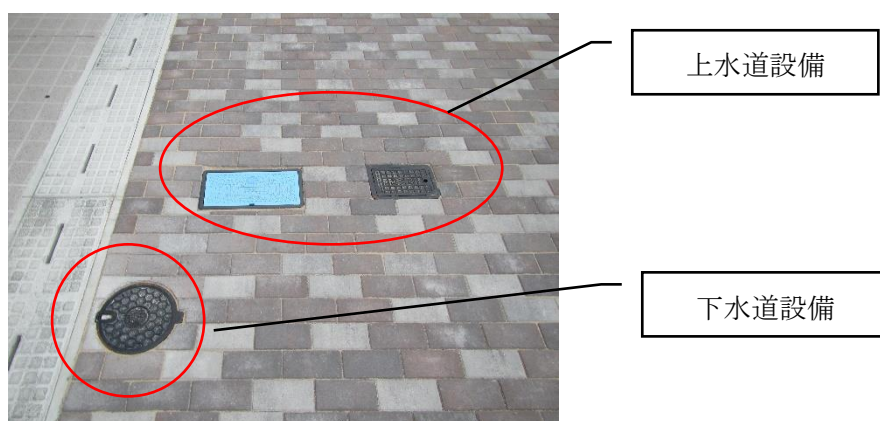
【備 考】必要に応じて、使用者自ら直接下水道課に対し説明を行っていただく場合があります。

●敦賀市下水道課

電 話：0770-22-8145

住 所：福井県敦賀市天筒町 5-9

マンホールキー等の必要な器材は使用者にて準備してください。



#### 4. 行催事開催に関する広報

国道8号歩行空間内で開催される行催事については、国8空活専用ホームページ上の Google カレンダーにて公開しています。なお、毎月末に翌月以降のカレンダーを更新しています。

▼以下をクリックすると、外部サイトへ移動します。

[空活 TSURUGA 最新のイベントのお知らせはこちら！！ \(kukatsu-tsuruga.com\)](http://kukatsu-tsuruga.com)

この他、色々な媒体によって広報活動を拡大していきたいと考えていますが、行政だけでは限界がありますので、実施主体において各々の行催事を積極的に広報するようご協力ください。

なお、広報が不要の場合は、港都つるがまでにご連絡ください。

## 5. 空間利用にあたってのルール及びマナー

国道8号歩行空間は、市民の方だけでなく、観光で訪れた方、また仕事で本市に来られた方等、様々な人が歩きます。本町通りを歩くすべての皆さんが気持ちよく、楽しく歩くことができるよう、行催事の準備、開催及び後片付けにあたっては、以下のルール及びマナーをお守りいただくとともに、各関係機関から発行される許可書に記載されている許可条件及び注意事項を厳守してください。

また、行催事開催期間中は、各種許可書を必ず携帯してください。

### (1) 歩行空間の利用にあたってのルール及びマナー

- 原則、車両は歩道に入ることができませんが、公共空間にやむを得ず車両を入れる場合は、誘導員を配置し、ゆっくり走行する等の安全対策を取ってください。
- 歩行者にとって、居心地が良い空間となるよう、歩行者の利便増進に資する施設（ベンチ、椅子等）の設置に努めましょう。
- 飲食を伴う場合においては、ごみ箱を設置し、発生するごみは適切に処分するとともに、占用場所周辺の衛生面に配慮し、常に歩行者が快適に利用できるように清掃等を行い、美化に努めましょう。
- 必要なテーブル、椅子、ごみ箱等の施設を設置する場合は、ウエイトで固定し、風対策を万全に施してください。なお、必要に応じて、占用場所に監視員を常駐させ、トラブルや事故のないように十分な安全対策を講じてください。
- 歩行者、商店街及び近隣住民等の迷惑とならないよう、騒音や振動、異臭等に十分に配慮してください。また、トラブルが発生した場合は、利用者自身で対応するとともに、速やかに市へ報告してください。
- 行催事の開催時間は、各種申請書に記載した時間を厳守するとともに、周辺にお住まいの方に十分に配慮しましょう。
- 必要に応じて、十分な感染症の拡大防止対策を講じましょう。なお、消毒液の設置、注意喚起看板の設置等の対策に係る費用は、自己負担となります。
- 歩行者の通行を妨げてはいけません。視覚障害者誘導用ブロックも避けてください。
- 大雪による歩行空間の雪は、原則として利用者自身で除雪を行い、必要なスペースを確保してください。
- 荒天、災害、感染症の感染状況等により、実施が困難であると判断した場合は、速やかに設置物等の撤去を行ってください。
- 当日は、事故等がないように十分注意してください。万が一、事故等が発生した場合は、利用者自身が全ての責任を負うこと。公共物の損傷を与えた場合についても同様とします。
- 終了後、設置物等を撤去し、歩行空間を原状に回復してください。

## (2) 氣比神宮交差点内の利用に関するルール

本市にとって氣比神宮は大切なシンボルの一つであり、毎年多くの観光客が訪れ、大鳥居はビューポイントとして写真にも収められています。氣比神宮交差点には利用できる公共空間がありますが、氣比神宮前（大鳥居正面）は景観の観点から、原則禁止とします。

また、初詣や七五三、結婚式等ために、多くの方が氣比神宮に訪れますので、その方のご迷惑にならないように、設置物の配置等に配慮してください。

## (3) 荷捌き場（駐車場）の取扱い

本町通りの荷捌き場は、店舗への荷物搬入等で一時的に停車する場所です。また、荷捌き以外は商店街のお客さんの駐車スペースとして活用している場所です。

そのため、行催事開催中、公共空間利用者の自動車は、原則、荷捌き場スペースを使わないようにしましょう。荷物を搬入出した後は、近隣の駐車場等を利用するようお願いします。



氣比神宮前交差点イメージ



## 6. 行催事終了後の対応

行催事終了後は、占用物件を撤去し、歩行空間を原状に回復してください。

上下水道をご利用された場合は、敦賀市上下水道お客様センターが郵送する納付書により期日までに料金を納付してください。

また、必要に応じて、水道メーターの返却、公共下水道使用廃止届出等を行ってください。

下水道施設を使用された場合は、公共柵及び取付管を点検し、異常を発見した場合は、責任をもって使用者において解決してください。

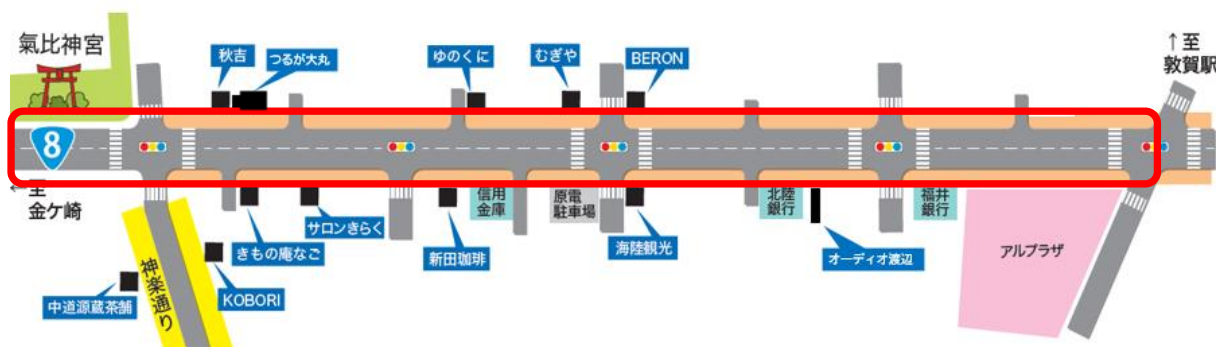
ほこみち制度による占用による使用者は、第2土曜日に開催した行催事について、実施報告書に実施状況がわかる写真を添付の上、月末までに港都つるがまでご提出ください。





## 7. 利用可能な区間・ほこみちゾーニング

国道8号本町通りにおいて、行催事で利用可能な区間は以下の図に示す「曙町交差点から白銀交差点まで」(赤枠内)です。

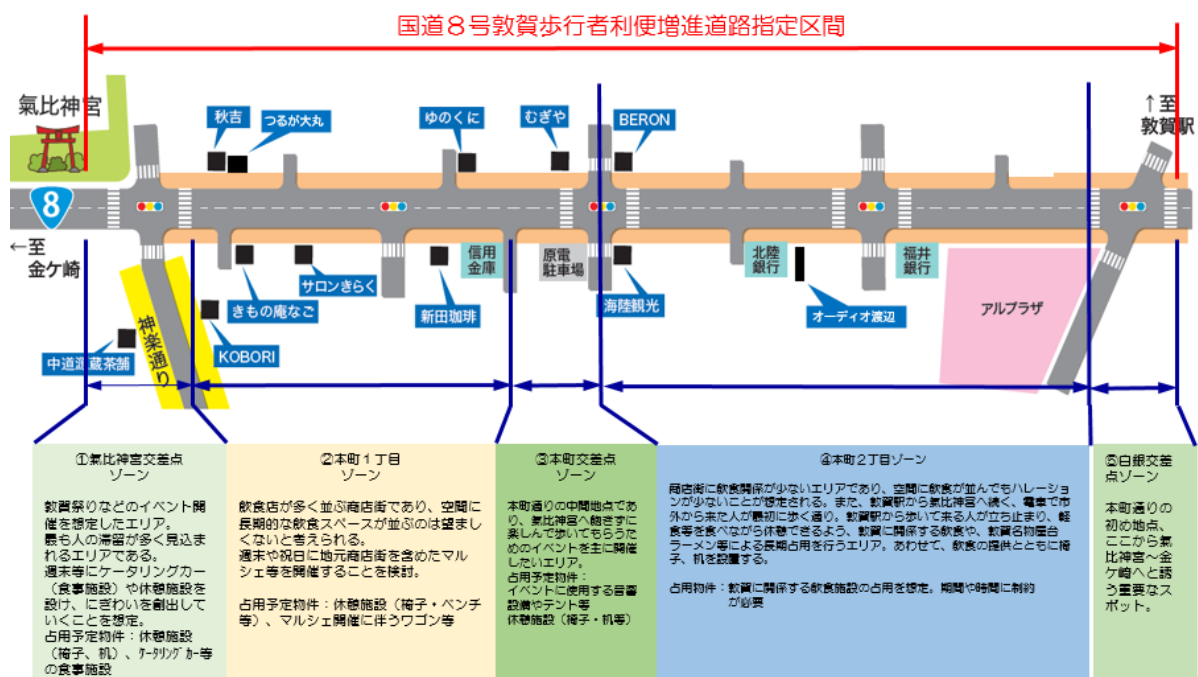


電気施設、上下水道施設の設置箇所については、(参考資料)にてご確認ください。

### 【ほこみち制度による占用】

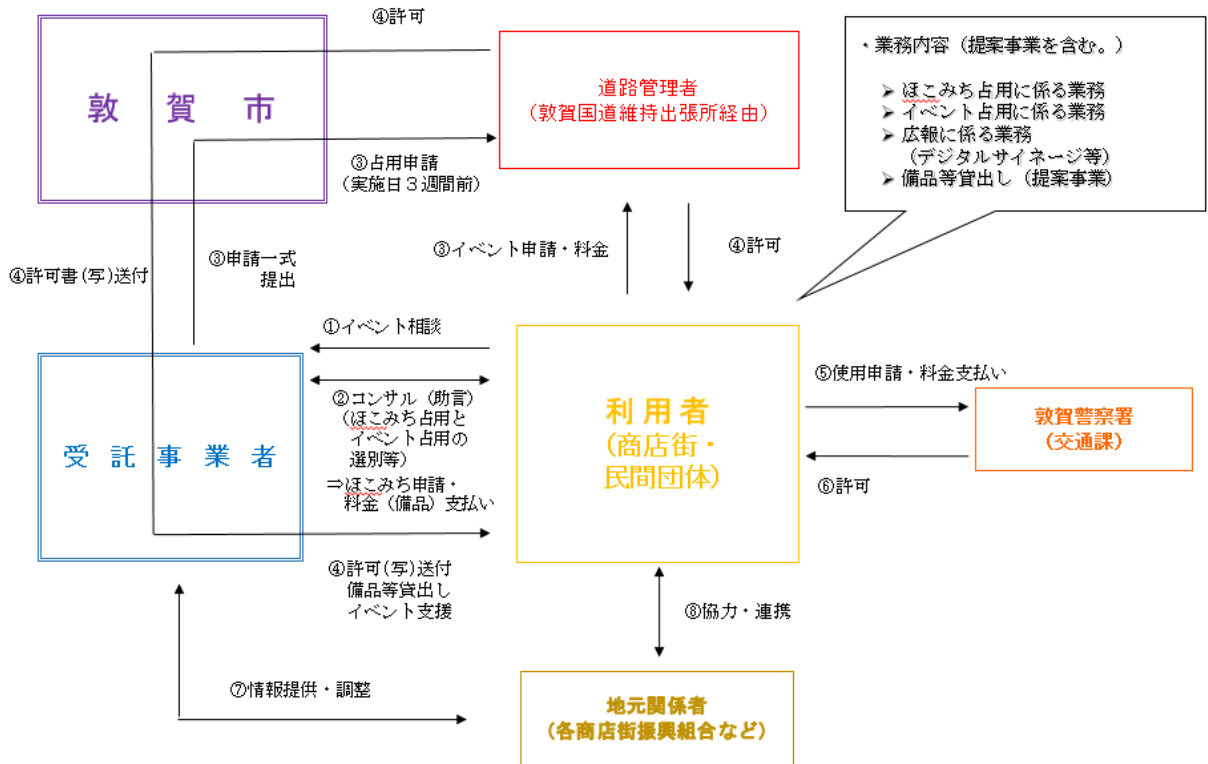
ほこみち制度による占用については、以下のとおり利用ゾーンを区分けし、ほこみち利用計画においてゾーン毎の占用物件と占用区域を定めています。

そのため、歩行空間内で定期的に行催事の開催をしたいとお考えの団体におかれましては、ほこみち利用計画をご参照の上、ご検討ください。



# 国道8号歩行空間占用等許可申請フロー

## 国道8号占用等許可申請フロー



## 国道8号歩行空間利用に関するチェックシート

### 利用前、事前に行うこと

- 港都つるがに相談に行ったか
- 占用申請書を提出したか
- 道路使用申請を行ったか
- (飲食の場合) 保健所申請は行ったか
- 商店街理事長及び店舗等に行催事のお知らせは行ったか

### 当日に行うこと

- 周辺の商店にあいさつは行ったか
- 安全対策は万全か(歩行者・テント、ファニチャー固定)
- 必要に応じ、感染症の対策は取っているか
- 歩行者の邪魔になっていないか
- ごみは処理できているか(ごみ箱はあふれていないか)

### 利用後に行うこと

- 使用した空間の掃除は行ったか
- 出たごみは処理したか
- テント等の後片付けは、確実に安全に行ったか



(問い合わせ先)

敦賀市都市整備部都市政策課

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1-1  
電 話 0770-22-8137 (直通)  
休日の緊急連絡先 0770-21-1111  
E-mail toshisei(at)ton21.ne.jp  
※(at)を@に置き換えてください。